

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の 抜本的改善を求める会長声明

2025年(令和7年)7月、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめ報告書が作成された。

同報告書では、「弁護人による援助の充実化」として、平成28年改正法により対象事件が拡大した被疑者国選弁護制度について、改正後、ほぼ全ての事件において24時間以内に国選弁護人の指名がなされており、現在まで円滑に運用されていることが指摘されている。

当会においては、これまで、国選弁護が憲法で保障される被疑者・被告人の権利擁護の中核となるものであり、冤罪を防ぐための防波堤であるとの認識に基づき、当番弁護士制度や取調べ立会いの援助制度、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用等の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の整備に注力してきた。

しかし、上記援助等の措置は、本来的には、国家が予算を支出して行うべきものであり、当会の措置は、国家において行われない体制の整備を補完的に行うものに過ぎない。

上記報告書では、多岐に亘る新たな刑事弁護活動がとりあげられているが、これを支える確固とした予算措置の議論は十分になされておらず、このままでは、国選弁護を担う個々の弁護士に、活動内容に見合った経済的対価なくして新たな負担を強要することとなることが危惧される。

そもそも、現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用は、事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を行うために必要な対価として適正な水準を満たしているとは言いがたい。

現在の国選弁護制度は、各弁護士会の行う援助制度と、個々の弁護士のボランティア精神により維持されていると言っても過言ではなく、当会においても、個々の弁護士は、国選弁護を公益活動の一環として受け止め、冤罪の防止や公正な裁判の実現を使命として、大きな負担を抱えながら行っている。

特に、広大な管轄面積を有する当会においては、被疑者との接見や関係者との打合せなどのために多大な時間と労力を要する事件も少なくない。

近時の物価高、人件費の高騰等により、個々の弁護士が事務所を維持するために負う費用は、限界的に高まっている。活動内容に見合った手当が保障されなければ、国選弁護の担い手を確保することが困難になる。上記報告書が「円滑に運用されている」とする24時間以内の国選弁護人指名等を、現在の水準で維持することは困難となっていくおそれもある。

国選弁護業務のための予算は15年以上の間160億円前後で大きな変動が

なく推移しており、この間の国家予算歳出額が膨張を続けているのとは対照的である。国選弁護制度の経済的基盤が顧みられない状況が継続すれば、現在の、各単位会の援助等、及び個々の国選弁護人の使命感により維持されている国選弁護制度の崩壊を招くことになりかねない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）3月4日

釧路弁護士会
会長 簗島 弘幸